



2016年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 保険顧客

資産相談業務

実施日◆2016年9月11日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月24日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮し
ないものとします。

2．問題は【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は通し番号になっており、《問1》から《問15》まで
となっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に
従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてくだ
さい。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさん（49歳）は、妻Bさん（46歳）とともに、自宅の1階で飲食店を営んでいる。Aさんは、50歳を前にして、将来受給することができる公的年金の年金額や老後の年金収入を増やす方法について知りたいと思うようになった。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんに関する資料 >

(1) 生年月日 : 昭和42年4月20日

(2) 国民年金の加入歴

昭和62年4月	平成4年7月	平成28年9月
未納 36月 (20歳)	全額免除 27月	納付 290月 納付予定 127月 (60歳)

< 妻Bさんに関する資料 >

(1) 生年月日 : 昭和45年5月6日

(2) 公的年金の加入歴 : 18歳からAさんと結婚するまでの8年間、厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第1号被保険者として加入している。保険料の免除期間や未納期間はない。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんは60歳になるまで国民年金保険料を納付するものとし、年金額は平成28年度価額に基づいて計算するものとする。

1) $780,100円 \times \frac{417月 + 27月 \times \frac{1}{3}}{480}$

2) $780,100円 \times \frac{417月 + 27月 \times \frac{2}{3}}{480}$

3) $780,100円 \times \frac{417月 + 27月 \times \frac{1}{2}}{480}$

《問2》次に、Mさんは、老後の年金収入を増やす方法として国民年金基金について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者の老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。掛金の額は、加入者が選択した給付の型や口数、加入時の年齢、性別で決まります」
- 2) 「国民年金基金の老齢年金は、加入者が選択した給付の型や口数にかかわらず、60歳から支給が開始されます」
- 3) 「国民年金基金の掛金は、月額68,000円が限度となります。掛金は、その全額が社会保険料控除として所得控除の対象となります」

《問3》最後に、Mさんは、老後の年金収入を増やす方法として国民年金の付加保険料について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「Aさんは、老後の年金収入を増やすために、国民年金の付加保険料を納付することができます。付加保険料は月額()円で、国民年金の定額保険料に上乗せして納付します。仮に、Aさんが付加保険料を納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に『()円×付加保険料納付済期間の月数』の算式で計算した額が付加年金として上乗せされます。なお、()に加入して掛金を納めた場合は、国民年金の付加保険料を納付することはできません」

- | | | | |
|----|-----|-----|--------------|
| 1) | 400 | 200 | 国民年金基金 |
| 2) | 400 | 400 | 確定拠出年金の個人型年金 |
| 3) | 200 | 200 | 小規模企業共済制度 |

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（36歳）は、勤務先の社宅に専業主婦である妻Bさん（32歳）と2人で暮らしている。現在、妻Bさんは妊娠中であり、第1子（長男Cさん）の出産を来月に控えている。Aさんは、現在、終身保険に加入しているが、長男Cさんの誕生を機に、生命保険の新規加入を考えている。

そこで、Aさんは懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ、Mさんから、生命保険の新規加入の前に、必要保障額を正しく把握する必要があると説明された。Aさんの必要保障額を算出するための〈算式〉および〈条件〉は、以下のとおりである。

〈算式〉

$$\text{必要保障額} = \text{遺族に必要な生活資金等の総額} - \text{遺族の収入見込金額}$$

〈条件〉

- ）長男Cさんが独立する年齢は、22歳（大学卒業時）とする。
- ）Aさんの死亡後から長男Cさんが独立するまで（22年間）の生活費は、現在の日常生活費（月額25万円）の70%とし、長男Cさんが独立した後の妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費（月額25万円）の50%とする。
- ）長男Cさん独立時の妻Bさんの平均余命は34年とする。
- ）Aさんの葬儀費用等は300万円とする。
- ）Aさん死亡後の住居費（家賃）の総額は4,500万円とする。
- ）長男Cさんの教育資金および結婚援助資金の総額は1,500万円とする。
- ）死亡退職金見込額と保有金融資産の合計額は2,300万円とする。
- ）Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は6,200万円とする。
- ）Aさんが現在加入している生命保険の保障金額は、考慮しなくてよい。

〈Aさんが現在加入している生命保険の内容〉

保険の種類 : 終身保険
契約年月 : 平成18年5月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
死亡保険金額 : 500万円
月払保険料（口座振替） : 7,200円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、長男Cさんの誕生時点においてAさんが死亡した場合の必要保障額を試算した。《設例》の〈算式〉および〈条件〉に基づき、Mさんが試算した必要保障額は、次のうちどれか。

- 1) 2,420万円
- 2) 3,020万円
- 3) 7,520万円

《問5》次に、Mさんは、必要保障額の考え方についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「必要保障額を大きく左右する項目として、住居費用が挙げられます。仮に、Aさんが住宅ローン（団体信用生命保険加入）を利用して自宅を購入した後に死亡した場合、住宅ローン債務は団体信用生命保険の死亡保険金により弁済されるため、住宅ローンの残債務を遺族に必要な生活資金等の総額に含める必要はありません」
- 2) 「遺族の収入見込金額を計算する際は、遺族基礎年金および遺族厚生年金の年金額を把握する必要があります。仮に、Aさんの死亡後に妻Bさんが就業し、少しでも収入を得ると、遺族基礎年金は支給停止となりますので注意してください」
- 3) 「教育費は長男Cさんの進路希望等により大きく変わります。特に、大学進学をする場合、国公立と私立、自宅と下宿などの違いにより、学費等に大きな差異が生じます。教育費の概算額は、文部科学省等の統計データや各生命保険会社の資料等で確認することができますので、参考にしてみるとよいと思います」

《問6》最後に、Mさんは、生命保険の見直しについてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「必要保障額の計算結果を考慮すれば、死亡保険金額を増額する必要があるといえます。民間の生命保険のみならず、各種共済、あるいは勤務先の団体保険など、幅広い選択肢のなかから、Aさんのニーズに合わせて加入を検討してください」
- 2) 「死亡保障の見直しと同時に、長男Cさんの教育資金の準備として、学資（こども）保険に加入することも検討事項の1つです。学資（こども）保険は、満期時や入学時等の所定の時期に祝金（学資金）を受け取ることができる保険商品です」
- 3) 「生命保険を契約の際には、傷病歴や現在の健康状態などについて、事実をありのままに正しく告知してください。なお、告知受領権は生命保険募集人が有していますので、当該募集人に対して、口頭で告知されることをお勧めします」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（70歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、後継者である長男Bさん（40歳）への事業承継にめどがついたこともあり、今限りで勇退することを決意している。

Aさんは、先日、X社を担当する生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんから、長男Bさんを被保険者とする下記の生命保険の提案を受けた。

<資料> Mさんが提案した生命保険の内容

保険の種類	:	終身保険（特約付加なし）
契約形態	:	契約者（＝保険料負担者）・死亡保険金受取人＝X社 被保険者＝長男Bさん
保険金額	:	1億円
保険料払込期間	:	65歳
年払保険料	:	300万円
払込保険料累計額（ ）	:	7,500万円
保険料払込満了時の解約返戻金額（ ）	:	7,900万円
受取率（ ÷ ）	:	105.3%（小数点第2位以下切捨て）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 X社は、勇退するAさんに対して、役員退職金を支給する予定である。X社がAさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続期間）を29年6カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- 1) $\{5,000万円 - \{800万円 + 70万円 \times (30年 - 20年)\}\} \times \frac{1}{2} = 1,750万円$
- 2) $\{5,000万円 - \{800万円 + 40万円 \times (29.5年 - 20年)\}\} \times \frac{1}{2} = 1,910万円$
- 3) $5,000万円 - \{800万円 + 70万円 \times (29.5年 - 20年)\} = 3,535万円$

《問8》《設例》の終身保険の第1回保険料払込時の経理処理（仕訳）として、次のうち最も適切なものはどれか。

1)

借 方		貸 方	
定期保険料	300万円	現金・預金	300万円

2)

借 方		貸 方	
保険料積立金	300万円	現金・預金	300万円

3)

借 方		貸 方	
定期保険料	150万円	現金・預金	300万円
前払保険料	150万円		

《問9》《設例》の終身保険に関するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「保険料払込満了時に当該生命保険を解約した場合、X社はそれまで資産計上していた保険料積立金を取り崩し、解約返戻金額との差額を雑損失として経理処理します」
- 2) 「保険期間中にX社に緊急の資金需要が発生した場合、契約者貸付制度を活用することができます。契約者貸付を利用できる上限は、利用時点での解約返戻金相当額となります」
- 3) 「長男Bさんが死亡した場合にX社が受け取る死亡保険金は、借入金の返済や運転資金等の事業資金として活用することができます」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、飲食店を営む個人事業主である。Aさんは、開業後直ちに青色申告承認申請と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している。

Aさんの家族構成に関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんとその家族に関する資料 >

Aさん（50歳）： 個人事業主（青色申告者）

妻Bさん（48歳）： Aさんが営む飲食店の事業にもっぱら従事し、青色事業専従者給与（平成28年分：84万円）の支払を受けている。

長男Cさん（20歳）： 大学生。平成28年中に、アルバイトとして給与収入100万円を得ている。

二男Dさん（17歳）： 高校生。平成28年中に、アルバイトとして給与収入20万円を得ている。

< Aさんの平成28年分の収入等に関する資料 >

(1) 事業所得の金額 : 500万円（青色申告特別控除後）

(2) 生命保険の満期保険金額 : 220万円

保険の種類 : 養老保険（月払・保険期間20年）

契約年月日 : 平成8年7月1日

契約者（＝保険料負担者） : Aさん

被保険者 : Aさん

満期保険金受取人 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

正味払込済保険料 : 240万円

妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

Aさんとその家族の年齢は、いずれも平成28年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

) 青色申告をすることができる者は、() 事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う者である。

) 事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者は、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則により記帳し、その記帳に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を確定申告書に添付して、法定申告期限内に提出すれば、所得金額から青色申告特別控除として、最高()を控除することができる。

) 青色申告者が適用を受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除の適用、青色事業専従者給与の必要経費算入、翌年以後()の繰越控除(純損失の繰越控除)、純損失の繰戻還付などが挙げられる。

- | | | | |
|----|-------|------|-----|
| 1) | 不動産所得 | 65万円 | 3年間 |
| 2) | 不動産所得 | 55万円 | 7年間 |
| 3) | 雑所得 | 38万円 | 9年間 |

《問11》 Aさんの平成28年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「妻Bさんは青色事業専従者として給与の支払を受けているため、妻Bさんの合計所得金額の多寡にかかわらず、Aさんは、妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることができません」
- 2) 「大学生の長男Cさんは、特定扶養親族に該当するため、Aさんは、長男Cさんについて63万円の扶養控除の適用を受けることができます」
- 3) 「高校生の二男Dさんは、控除対象扶養親族に該当しないため、Aさんは、二男Dさんについて扶養控除の適用を受けることができません」

《問12》 Aさんの平成28年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 480万円
- 2) 500万円
- 3) 720万円

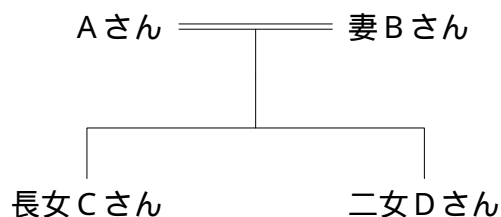
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

個人で不動産賃貸業を営んでいるAさん(70歳)の推定相続人は、妻Bさん(70歳)、長女Cさん(45歳)および二女Dさん(42歳)の3人である。

Aさん夫婦は、長女Cさんと同居しており、将来は長女Cさんに面倒を見てもらいたいと考えている。Aさんは、妻Bさんには現預金および自宅を、不動産賃貸業を手伝ってくれている長女Cさんには賃貸ビルを相続させたいと考えているが、長女Cさんに偏った相続が行われると、長女Cさんと二女Dさんとの間で争いが起こるのではないかと心配している。

< Aさんの親族関係図 >



< Aさんの家族構成 >

- 妻Bさん : Aさんおよび長女Cさんと同居している。
- 長女Cさん : 独身。Aさんおよび妻Bさんと同居している。
- 二女Dさん : 会社員の夫と2人の子の4人暮らし。

< Aさんの所有財産（相続税評価額） >

現預金	:	5,000万円
自宅（敷地330㎡）	:	4,000万円
自宅（建物）	:	1,000万円
賃貸ビル（敷地400㎡）	:	8,000万円
賃貸ビル（建物）	:	7,000万円

敷地は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんの相続開始後に遺産分割をめぐるトラブルが起こらないように、遺言書の作成を検討してください。民法で定められている普通の方式による遺言のうち、公正証書遺言は、作成された遺言書の原本が公証役場に保管されるため、紛失や改ざんのおそれがなく、安全性が高い遺言といえます」
- 2) 「生命保険に加入していないのであれば、契約者（＝保険料負担者）および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を長女Cさんとする終身保険への加入を検討してください。加入後、Aさんの相続が開始した場合、長女Cさんが受け取る死亡保険金は1,000万円を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができます」
- 3) 「契約者（＝保険料負担者）および死亡保険金受取人を長女Cさん、被保険者をAさんとする終身保険に加入することにより、二女Dさんに対する代償交付金を確保することができるとともに、相続税における死亡保険金の非課税金額の規定を活用することもできます」

《問14》 現時点（平成28年9月11日）において、Aさんに相続が開始した場合の相続税における遺産に係る基礎控除額は、次のうちどれか。

- 1) 3,600万円
- 2) 4,800万円
- 3) 8,000万円

《問15》 現時点（平成28年9月11日）において、Aさんに相続が開始した場合におけるAさんの相続に係る課税遺産総額（「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」）が1億7,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 3,150万円
- 2) 3,700万円
- 3) 5,100万円

<資料> 相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	～ 1,000	10%	-
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）